

改正

令和4年3月30日告示第26号

庄原市がんばる農業支援事業補助金交付要綱

庄原市がんばる農業支援事業補助金交付要綱（平成20年庄原市告示第60号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内で農業経営を行う農業者に対し、予算の範囲内で庄原市がんばる農業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、農業所得の向上を実現するための機械施設等の整備を支援することにより、本市の農業振興を図るため、当該補助金の交付に関し、庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、農作物の販売によって農業収入を増加させる営農意欲を持つ一般農業者又は認定農業者（法人を除く。以下「農業者等」という。）であって、次のいずれにも該当するものとする。

- （1） 市内に住所を有する者
- （2） 市内に農地又は耕作権を所有する者
- （3） 市内で農畜産物生産を行う者

（補助対象事業等）

第3条 補助金交付の対象となる事業、経費及び補助率（額）は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、庄原市がんばる農業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる資料を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 収支予算書（様式第3号）
- （3） 販売計画又は前年度に販売したことを証明する書類
- （4） その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出期限は、市長が別に定める。

（交付決定）

第5条 市長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決

定したときは庄原市ががんばる農業支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないことを決定したときは庄原市ががんばる農業支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（状況報告）

第6条 市長は、前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対して、補助事業の実施年度の翌年度から5年間、補助事業にかかる営農状況等について報告を求め、又は調査することができる。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、庄原市ががんばる農業支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（1）収支決算書（様式第7号）

（2）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第8条 市長は、前条に定める実績報告書が提出された場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、庄原市ががんばる農業支援事業補助金額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、庄原市ががんばる農業支援事業補助金交付請求書（様式第9号）により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、市長の定める時期に補助金の一部を交付することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市ががんばる農業支援事業補助金交付要綱の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

(失効)

3 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年3月31日までに、この告示の規定により交付決定したものについてなされた処分、手続その他の行為は、なおその効力を有する。

附 則 (令和4年3月30日告示第26号)

この告示は、令和4年3月31日から施行する。

別表 (第3条関係)

事業名	補助対象経費	補助率(額)
一般型	<p>市内で農畜産物生産を行う一般農業者が、農産物の販売によって農業収入を増加させるために必要な機械器具及び施設(以下「機械施設」という。)の整備に必要な経費で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 他の補助事業の対象とならない農畜産物生産を行うための機械施設(中古農機具等については、農機具販売業者の見積りを添付するものについて対象とするが、個人の相対による売買は対象としない。)。ただし、米の生産に直接必要な機械施設については、補助対象としない。</p> <p>2 高付加価値化による農畜産物の販売拡大のための開発経費及び加工する機械施設の整備</p> <p>3 家畜自給粗飼料生産に係る農機具等の整備</p>	<p>左記補助対象経費の4分の1以内で、1人当たり22万5千円を上限とする。</p>
認定農業者型	<p>市内で農畜産物生産を行う認定農業者が、農産物の販売によって農業収入を増加させるために必要な機械施設の整備に必要な経費で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 他の補助事業の対象とならない農畜産物生産を行うための機械施設(中古農機具等については、農機具販売業者の見積りを添付するものについて対象とするが、個人の相対による売買は対象としない。)。た</p>	<p>左記補助対象経費の5分の2以内(農業経営改善計画に計上がない場合は、4分の1以内)で、1人当たり40万円を上限とし、事業費の下限額を5万円とする。</p>

だし、米の生産に直接必要な機械施設については、農業経営改善計画に導入計画のある場合、補助対象とする。

2 高付加価値化による農畜産物の販売拡大のための開発経費及び加工する機械施設の整備

3 家畜自給粗飼料生産に係る農機具等の整備

備考 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条に定める農業経営改善計画を作成し、これを市長に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けた者とする。

様式（省略）